

苫小牧市オンライン合同就職説明会事業委託業務
仕様書

令和2年7月

苫小牧市

1 業務名 苫小牧市オンライン合同就職説明会事業委託業務

2 目的

全国的な人口減少と少子高齢化が進む中、生産年齢人口の減少や人口の都市部集中を背景に、本市においても人材不足が深刻化しており、将来にわたる安定的な人材の確保は、企業にとって重要な課題のひとつである。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響で、対面での合同就職説明会が相次いで中止となっており、例年に比べ企業と求職者の接する機会が少ない状況下にある。

本業務は、苫小牧市内の企業が参加し、市内をはじめ、オンラインで参加する全国の求職者とのマッチングを図り、市内企業の人材確保、定着に繋げることを目的とする。

3 委託期間

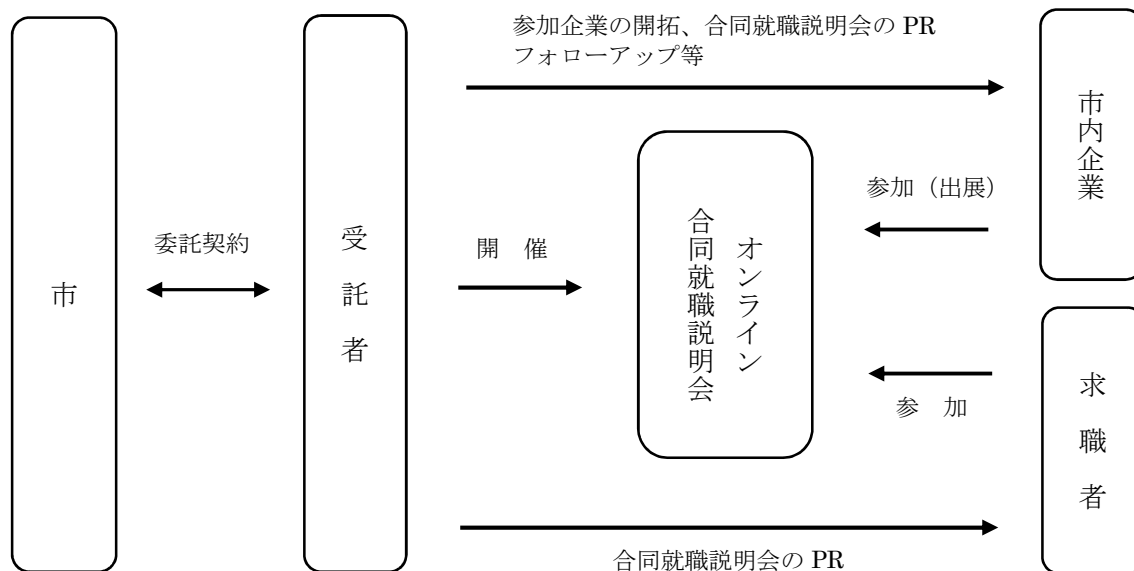
契約締結日から令和3年2月26日までとする。

4 予算上限額

17,600千円（消費税10%相当額を積算した金額を含む。）

5 事業概要

<業務スキーム>



6 委託内容

(1) 参加企業の開拓

ア 採用計画を達成できていない、人手不足が深刻な苫小牧市内に就業場所がある企業（市内企業）を対象にオンライン合同就職説明会（以下、「合同就職説明会」という。）に参加する企業を開拓すること。

イ 参加企業数を15社程度とすること。

(2) 参加対象者（求職者）

主に令和3年3月大学等卒業予定者及び第二新卒者、既卒者、その他求職者（転職・中途採用等）

(3) 企業への支援

ア 企業の採用力が強化されるよう様々な支援を行うこと。

イ 合同就職説明会終了後、採用に繋がるようフォローアップを行うこと。

(4) 合同就職説明会の企画・運営

【企画に関すること】

ア 実施回数等について

合同就職説明会を1回以上開催し、実施時期も含め、本事業の目的をより効果的に達成できるようにすること。

イ 広報について

(ア) 効果的なイベント名を設定すること。

(イ) 本事業の周知を図るため、新聞紙面やSNS配信等のインターネットツール、北海道で購読者が多い雑誌等の各種広告媒体を活用し、最大限に効果が見込まれるよう広報活動を行うこと。

(ウ) チラシやポスター等を作成し、北海道内の大学や北海道出身者が多い道外大学へ配布すること。また、各大学のキャリアセンター等に学生への周知を依頼すること。

(エ) 集客に繋がる工夫（事前に参加企業を紹介する特設サイトの掲出など）を企画、実施すること。

(オ) 参加企業が効果的にPRでき、また、参加者（求職者）が十分に企業情報等を得られ、相互に満足度の高いものとなるよう工夫すること。

(カ) 苫小牧市のPR動画の視聴について配慮すること。

【運営に関すること】

ア 合同就職説明会の形式

(ア) 実施形式（ライブ配信型、録画配信型等）については、提案内容によるものとし、複合的な形式でも可とする。

(イ) 運営方法及び実施時期、開催当日の開催時間帯、参加企業の説明時間、参加者（求職者）の質問時間等については提案内容による。

イ 実施前の調整に関すること

(ア) 契約締結後、参加企業の開拓・募集及び申込受付を行い、合同就職説明会の運

営方法等、必要な連絡・調整を確実に行うこと。

- (イ) 参加者（求職者）は基本的に事前申込制とし、追跡調査に必要な情報を登録すること。ただし、開催当日に参加希望者がいた場合は、対応できるよう体制を整えること。
- (ウ) 参加企業及び参加者（求職者）に対して、マニュアル及びスケジュール等を示し、開催当日までに周知すること。
- (エ) 合同就職説明会が円滑に進められるよう、通信環境等のサポートを行うこと。

ウ 当日の運営に関すること

- (ア) 参加企業と参加者（求職者）のやり取りが円滑に進められるよう、全般のサポートを行うこと。
 - (イ) 通信環境等にトラブルが発生した場合、即座に対応できる体制を整えておくこと。
- (5) アンケート調査
参加企業及び参加者（求職者）を対象にアンケート調査を実施し、集計すること。ただし、アンケート内容等については、事前に市と協議すること。
 - (6) 採用状況の把握
合同就職説明会終了後、参加企業の採用状況を把握すること。

7 実施上の注意事項

- (1) 事業の実施に当たっては、苫小牧市と十分に打合せを行い、本市の承認の上行うこと。
- (2) 参加企業及び参加者（求職者）から本事業で手数料などの利益を得てはならない。
- (3) 参加企業及び参加者（求職者）の募集は、受託者が主体的に行うものであるが、苫小牧市の広報誌等への掲載や企業に電子メールでの案内を行うことは可能である。
- (4) 苫小牧市は、本業務の実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (5) 本業務により得られた成果は、苫小牧市に帰属するものとする。

8 対象経費の取扱について

本業務の対象経費は、出展費、人件費、広告費、その他経費とする。

- (1) 出展費（参加企業の出展に係る経費）
- (2) 人件費（企画・運営等に従事する者に対する人件費）
- (3) 広告費（広告費等の経費）
- (4) その他の経費（消耗品、その他事業を実施するために必要と認められる経費）

9 実施報告書について

- (1) 合同就職説明会終了後、速やかに次の事項を苫小牧市に報告すること。

- ア 実施概要（日時、実施場所、参加企業名、参加者数（総数・企業別・地域別・年代別）等）
- イ 記録写真
- ウ 広報記録（各種広告媒体に掲出した内容がわかるもの）
- エ チラシなどの制作物
- オ その他特別に報告を必要とすること

(2) 完了報告

- ア 開拓した企業について
- イ 採用状況について
- ウ 事業費の内訳
- エ 撮影した写真データ ※写真データは、電子媒体（CD-R）で提出
- オ 参加企業及び参加者のアンケート分析結果
- カ チラシなど広報物
- キ 事業を実施しての総括
- ク 上記以外に受託者が提案する項目

10 その他特記事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、本事業の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、専門的技術等を必要とする業務においては、事前に書面にて報告し、苫小牧市の承諾を得たときは、これ限りではない。

(2) 業務責任者等

業務の円滑な進捗を図るため、受託者は、あらかじめ業務を実施する職員及び業務責任者を選任し、その氏名等を苫小牧市に通知するものとし、当該職員等を交替させる場合も同様とする。

また、業務責任者は、受託者の代理人として業務の実施に関する指揮監督、勤怠管理、安全衛生管理等を行うものとする。

(3) 守秘義務及び個人情報の取扱い

ア 受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報について、公にされている事項を除き、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

イ 業務を処理するための個人情報の取扱いについては、苫小牧市個人情報保護条例（平成7年条例第2号）を遵守するとともに、契約時に定める「個人情報の保護に関する特記事項」を遵守しなければならない。

(4) 関係法令の遵守

業務の実施に当たっては、受託者は労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法等その他関連法令を遵守すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む。）等については、苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 損害賠償と事故報告

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負う。なお、事故等が発生した場合は、本市に経過・発生原因等を速やかに報告し、苫小牧市の指示に従うものとする。

(7) 各種助成金、補助金等との併給

業務を行う受託者に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種助成金との併給はできないものとし、また、その他の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金額等を委託費から減額するものとする。

(8) 委託費の返還等

ア 本業務以外の用途に使用するなど、虚偽その他不正な手段等により委託費を受けた受託者に対しては、委託費の全部又は一部を返還させる。

イ 受託者の責めに帰すべき理由により、委託期間内に委託業務を完了しないとき、完了する見込みがないと苫小牧市が認めるとき、又は目標が達成できないときは、委託契約の一部若しくは全部を解除し、委託料を支払わないこと、又は既に委託料を支払っている場合は、委託料の一部若しくは全部を返還させ、若しくは損害賠償等を求めることがあるので、十分留意すること。

以上